

平成26年第1回教育委員会定例会
(1月15日開会)

台東区教育委員会

日 時 平成26年1月15日(水)午後2時

場 所 教育委員会室

出席委員

委 員 長	樋 口 清 秀
委員長職務代理者	高 森 大 乗
委 員	末 廣 照 純
委 員	垣 内 恵美子
教 育 長	和 田 人 志

説明のために出席した事務局職員

事 務 局 次 長	須 賀 裕
生涯学習推進担当部長	神 部 忠 夫
庶 務 課 長	嶋 田 邦 彦
学 務 課 長	田 中 充
児 童 保 育 課 長	柴 崎 次 郎
指 導 課 長	藤 森 克 彦
教育改革担当課長 (兼 教育支援館長)	針 谷 玲 子
生 涯 学 習 課 長	飯 塚 さ ち 子
青少年・スポーツ課長	小 澤 隆
中央図書館長	川 島 俊 二
事 務 局 副 参 事	柿 沼 浩 一

日 程

日程第1 議案審議

第1号議案 東京都台東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 庶務課

ア 一般財団法人青少年音楽絵画振興協会が実施する事業に対する後援について

(2) 生涯学習課

イ 日本放送協会(NHK)が実施する事業に対する共催について

(3) 青少年・スポーツ課

ウ 体育施設の事前使用承認について

エ 台東リバーサイドスポーツセンター体育館付設食堂の出店者の選定について

- 2 報告事項
 - (1) 庶務課
 - ア 後援名義の使用について
 - イ 区民文教委員会における審議事項及び報告事項について
 - (2) 学務課
 - ウ 第46回台東区学校保健研究発表会の開催について
 - エ 平成25年度学校保健関係表彰について
 - (3) 青少年・スポーツ課
 - オ 平成26年「台東区新成人を祝う会」実施結果について
 - カ 奨学資金等貸付者の仮決定について
- 3 2月の行事予定について
- 4 その他

午後2時00分 開会

樋口委員長 ただいまから、平成26年第1回台東区教育委員会定例会を開会いたします。
本日の会議録署名委員は、垣内委員にお願いします。

それでは会議に入ります。

この際、あらかじめ会議時間の延長をいたしておきます。

樋口委員長 それではここで、傍聴についてお諮りします。本日の教育委員会に提出される傍聴願については、これより許可いたしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

樋口委員長 ご異議ございませんので、傍聴については許可いたします。

日程第1 議案審議

第1号議案

樋口委員長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由及び内容について、説明をお願いいたします。

それでは、第1号議案を議題といたします。

指導課長、説明をお願いします。

指導課長 それでは、第1号議案、東京都台東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

本案は東京都において、区市町村立の小中学校に指導教諭という新たな職種を平成26年度より配置することとなり、本区においても規定整備の必要性が生じたため、提出するものでございます。

指導教諭は、教科等に関する高い専門性と優れた指導力を持つ教員で、その教科等の指導力を活用し、教員全体の意欲と学習指導力の向上を図るために設置されるものであり、学校教育法第37条に規定されている職でございます。

主な職務内容は、模範授業や公開授業の実施、校内におけるOJT、他の教員への学習指導に関する指導助言、教科指導のための教材開発などでございます。

指導教諭の任用は、最終的には東京都全体で、小中学校合わせて約340名の予定となっており、各校1名ということにはなりません。近隣の区市や全都の教員に対しても公開授業などを通して、実践的な教科指導力を他の教員に広めていくこととなります。

なお、他の教員への指導助言を行う職務であることから、主幹教諭と同等の4級職になり、校内においては、組織的な指導体制の中核になる教員でございます。

続いて今回の規則改正の内容についてご説明をさせていただきます。新旧対照表をご覧ください。

まず、第6条の2を削り、第6条の3を第6条の2としました。第6条の3には、指導教諭の配置について定め、第9条では、教務主任、生活指導主任、学年主任等について、特別の事

情のある場合は指導教諭の中から命ずることができるよう改正するものでございます。ただし、研究主任につきましては、指導教諭の職務との関係上、特別の事情がなくても命ずることができるとしてございます。

その他、項ずれに関して所定の改正を行います。

施行日は、平成26年4月1日となっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、可決賜りますようよろしくお願いいたします。

樋口委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

和田教育長 指導教諭を設置するに至った経緯を説明してください。

指導課長 平成19年度に学校教育法の改正があり、その中で、指導教諭の設置については可能であるとされました。しかし、東京都では、既に平成15年度から国に先駆けて主幹教諭制度を導入するとともに、平成21年度には東京都独自の主任教諭制度を導入し、学校運営の組織的な体制づくりを優先的に行ってきたため、当時の学校教育法の改正に合わせた指導教諭の設置はしておりませんでした。

ただし、東京都としましては、この主幹教諭や主任教諭が校務の重要な役割を担うことを通じて、学校運営の中心的な役割を果たすことが定着し、組織的な学校運営体制が整備されてきた状況を踏まえ、今後はさらに教科指導に力を入れることを考え、平成26年度から指導教諭を設置するという説明があったところでございます。

和田教育長 昇任選考を受ける方々の数が減ってきている状況の中で、指導教諭の設置は、人事管理上どのような成果が期待できますか。

指導課長 学校の組織的な中核の立場になる、あるいは若手教員の授業力向上に向けた指導・助言もしていくということから考えますと、管理職選考に向けた意識は確実に高まっていくだろうと思っております。

ただし、主幹教諭という、校内組織や学校運営に特化した職務に比べ、ある教科の指導力を高めることに特化した職務となりますので、そこは主幹教諭とは違う部分だと思っております。

和田教育長 主幹教諭は将来的に学校経営をサポートしてもらおうという位置づけだったと思います。今回の指導教諭は、学校経営という部分とは少し違いますが、授業力が非常に高いということで、従来、ベテランのすぐれた先生というような表現でしか評価できなかった部分があると思いますけれども、この制度によって、授業力に長けた先生方が、単に職場のベテランというキャリアだけではなく、職として位置づけられるということになり、名実ともに力を発揮してもらいたい機会になると思います。

末廣委員 指導教諭は日常的には児童や生徒に授業を行うと思いますが、教職員に対する指導は、具体的にどういう形で行うのでしょうか。

指導課長 例えば小学校で言いますと、ある教科の指導力が高く、教材に関しても非常に詳しいという教員がいて、若手教員がその教科の授業をする際に、わからないことなど

は、その教員に相談するというようなことはこれまでも日常的に行われてきました。それに加え今後は、指導教諭が例えば年間必ず3回以上は公開授業を行い、自分の授業を見せながら伝授する、あるいは新しい教材の開発や、教科に関するテクニックを年間スケジュールに応じて計画的に伝授するなど、他の教員に学ぶ機会を提供していくことにおいては、かなりシステム的な形になっていくのかなと思っています。

また、特徴的なこととして、校内だけではなく区内の教員にも授業を公開したり、近隣の区市にも声をかけて授業を見に来てもらうという形も考えられます。そういう意味では、今まで以上に広く学ぶ機会が増えてくるのではないかと考えております。

末廣委員 指導教諭がほかの先生の授業を見て、その先生に対して個人的に指導をすることもあるのでしょうか。

指導課長 これまでも時間があれば、ベテラン教員が見に行ったりもしておりますが、特にOJTという意味で、日常の授業を見に行きアドバイスをするというのも当然この中に入っていると思います。

ただし、他の学校や、他区の学校まで行ってということではなく、今のところ校内においてのアドバイスという形になっているところでございます。

樋口委員長 校長、副校長がいて、主幹教諭、指導教諭、そして主任がありますね。主任と指導教諭の関係で、第9条の2項に、「第7条第2項に規定する研究主任は、当該学校の指導教諭又は教諭の中から、校長の具申により、委員会が命ずる。」とあります。この辺りの職務権限や服務規程などの関係も明確にしておいた方がいいと思います。

指導課長 学校には必置主任と呼ばれている教務主任や生活指導主任、保健主任や研究主任があります。指導教諭は学校運営に関わっていくような主任の責務は、基本的に担わない形になってございます。

ただし、研究主任につきましては、授業力や教科指導の部分がありますので、現実問題として兼ねる場合も出てくるのかなと思っています。実際に、学校運営との関わりの部分では、兼ねてしまうと本当の指導力や周りの教員に対する指導助言に集中できないということも考えられますので、そういった学校運営の必置主任の仕事については外していいということになります。しかし、どうしても人間的に無理な場合においては、兼ねざるを得ないということでございます。

垣内委員 第9条のただし書きに、「特別の事情があるときは、指導教諭の中から、校長の具申により、委員会が命ずることができる。」とあります。第6条の3で「指導教諭を置くことができる。」とありますが、どういう基準で、誰が判断して決められるのでしょうか。

また、あわせていろいろな仕事が付加されるわけですから、手当も変わってくるのかと思われますので、予算的な制約もあるのかもしれませんし、東京都全体で340人ということなので、台東区でどのくらいの人数を想定されているのか。また、どのくらい必要性があるとお考えなのか、教えていただけますでしょうか。

指導課長 必置主任につきましては、校長が区教育委員会に具申をいたしまして、区教育委員会では、都の教育委員会に内申を上げて認めていただくという形になってございます。校長が勝手に変えられるものではありません。

例えば、学校運営に関わる教務主任、生活指導主任などは、通常は主幹教諭が担当しておりますので、指導教諭は担うことはないということですが、現実として小規模の学校などで、人員面など特別の事情があるときには、やむなく指導教諭の中から、生活指導主任に充てる形も具申により可能だというのが、この第9条のただし書きでございます。

2点目の手当につきましては、4級職という公務員の基本給の級が上がった分、金額が変わってくるかなと思います。ただし県費負担教員でございますので、台東区からの持ち出しはございません。

続いて人数に関してでございますが、平成26年度の今のところの予定で、決定ではございませんが、本区では小学校のみ1名の予定でございます。教科は算数の教員でございます。正式に決定をいたしましたら、教員の異動状況等の報告の際に改めてご説明をさせていただきます。

今後さらにほかの教科も増やしていくという形になりますので、台東区におきましても何人か今後は出てくると思いますし、こちらとしてもできるだけ多くの指導教諭を出していきたいと考えてございます。

高森委員 今年、台東区からは小学校1名ということで、校長の具申によって教育委員会で命ずることになりますが、任期はあるのでしょうか。また、来年以降、新しく具申があったときに、枠を超えて人数が出てきた場合、選考についてはどうお考えかを教えてください。

指導課長 まず、指導教諭の任期はございません。何もなければ定年までということになります。また、枠を超えて人数が出てきた場合についてですが、全都を11のブロックに分けており、その中から何人という内訳がございます。現時点の来年度の状況ですと、予定数よりは少ない状況からスタートしておりますので、ここ数年は上回る状況ではないと思っております。もし、台東区で今後増えてきた場合には、当然東京都にも相談をしながら、枠を広げてもらうなどの依頼はしていきたいと思っております。

高森委員 その11ブロックで、台東区が所属するブロックの定員はどのくらいでしょうか。

指導課長 3教科で、小中学校でそれぞれ6名ずつですが、予定としては3名から4名でございます。

樋口委員長 これより採決いたします。本案につきまして、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

樋口委員長 ご異議ございませんので、第1号議案については原案どおり決定いたしました。

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 庶務課 ア

樋口委員長 次に、日程第2、教育長報告に移ります。

まず、協議事項を議題といたします。

事務局、各課ごとに説明をお願いいたします。

初めに、庶務課アについて、庶務課長、説明をお願いします。

庶務課長 それでは、アの一般財団法人青少年音楽絵画振興協会が実施する事業に対する後援につきまして、ご説明いたします。資料1をご覧ください。

主催者は、一般財団法人青少年音楽絵画振興協会。事業名称は、音とアート希望のシンフォニー。実施日は平成26年5月4日日曜日。実施場所は浅草公会堂でございます。

こちらの事業は、音楽と絵画を融合させたコンサートを実施し、未来に希望を抱き、生きる喜びを感じていただくこと、また、芸術の力で子どもたちの可能性を磨き、コンサートに参加した親子のきずなを強めるということを目的としております。

内容は、絵画展示と音楽コンサートで、絵画については、事故で両腕をなくされ、口で筆をとる画家、南正文氏の作品で、音楽コンサートにつきましては、小学生、大学生、プロの奏者とのコラボレーションコンサートを予定しているということでございます。

主催者の財団の設立理念であります、音楽絵画を通じて子どもたちの感性を磨き、健やかな心を育む教育を一層推進するという趣旨で後援名義の申請がございました。本事業の趣旨をご理解いただきまして、後援名義の使用につきまして、ご承認いただきますようよろしくをお願いいたします。

樋口委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

末廣委員 今までも後援してきたのですか。

庶務課長 初めての申請でございます。

樋口委員長 よろしいですか。

(なし)

樋口委員長 それでは、庶務課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

樋口委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(2) 生涯学習課 イ

樋口委員長 次に、生涯学習課のイについて、生涯学習課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 それでは、イの日本放送協会(NHK)が実施する事業に対する共催についてご説明いたします。資料2をご覧ください。

本事業は、平成15年から過去19回にわたり、教育委員会が共催をしている事業でございます。主に、区内の博物館や美術館で開催されるNHK主催の特別展の開催に合わせて、NHKが関連する文化講演会を企画し、区が会場を提供して展示会の魅力などを紹介するものでございます。

この度は、東京都美術館で、平成26年1月25日から4月1日まで開催される日本美術院再興100年特別展「世紀の日本画」関連文化講演会でございます。特別展「世紀の日本画」は、日本美術院再興から100年を記念して日本美術院の歴史を前史からたどり、現在同人として活躍する作家の初期作まで、およそ120点を紹介いたします。近代日本画の巨匠たちの代表作が並び、文字どおり世紀の日本画展でございます。

文化講演会は、3月5日水曜日、午後7時から生涯学習センターミレニアムホールにおきまして、世紀の日本画展を楽しむを演題に、東京都美術館学芸員の河合晴生氏にご講演をいただきます。区民の皆様が、台東区ゆかりの日本美術について理解を深めるよい機会と考えますので、本件共催につきましてご承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

樋口委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

末廣委員 共催ということですが、台東区の負担はどのようになるのでしょうか。

生涯学習課長 費用の負担はございません。会場を提供するというところでございます。

樋口委員長 他に、よろしいですか。

(なし)

樋口委員長 それでは、生涯学習課のイについては、協議どおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

樋口委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(3) 青少年・スポーツ課 ウエ

樋口委員長 次に、青少年・スポーツ課のウ及びエについて、青少年・スポーツ課長、説明をお願いします。

青少年・スポーツ課長 それではまず、ウの体育施設の事前使用承認につきまして、ご説明いたします。資料3をご覧ください。

まず、台東リバーサイドスポーツセンターでございますが、岩倉高等学校より体育祭の予備日として、10月19日の陸上競技場の事前使用承認申請がございます。なお、体育祭の予定日であります10月18日につきましては昨年11月19日開催の教育委員会においてご承認をいただいております。

次に、学務課より、浅草小学校の体力テスト及び持久走大会の開催などのため、記載の日程で陸上競技場の事前使用承認申請がございます。

続きまして、柳北スポーツプラザにつきまして、区民課より、第7回マロニエまつりの

開催及び練習、準備などのため、記載の日程でアリーナ及びテニスコートの事前使用承認申請がございます。マロニエまつりでございますが、浅草橋、柳橋、蔵前、鳥越など、浅草南部地域のさらなる振興と活性化を図ろうと開催されているものでございます。マロニエまつりの名称は、周辺の道路に植えられた上に伸びていく花であるマロニエの並木、その紅白の花の見ごろに合わせて行われていることに由来するものでございます。

最後に、江戸川河川敷野球場につきまして、台東区軟式野球連盟より、平成26年度の年間優先利用枠につきまして、事前使用承認申請がございます。

以上の申請につきまして、台東区体育施設条例施行規則第5条第3項に基づき、教育委員会の協議をお願いするものでございます。それぞれ区民福祉の向上、スポーツ振興の点から、規則に照らし適正な申請と思われまますので、ご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

次に、エの台東リバーサイドスポーツセンター体育館付設食堂の出店者の選定について、ご説明させていただきます。資料4をご覧ください。

台東リバーサイドスポーツセンター体育館の食堂は、昭和30年代から東京堂乳業株式会社が運営を行ってまいりましたが、昨年末に今年度をもって撤退したいとの申し出がございました。そのため、施設利用者の利便性を確保するため、本年4月から期間をあげずに継続運営ができるよう、平成26年度の食堂運営者を選定するものでございます。

項番1の対象の施設は、台東リバーサイドスポーツセンター体育館の1階にございます付設の食堂でございます。体育館利用者の利便性を図るため設置しているもので、行政財産の目的外使用として許可しているものでございます。

項番2の出店者期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日まででございます。また、以降の継続使用につきましては、3カ月前までに申し出を受け、使用状況などを勘案して判断するという形になります。

項番3の選定方法につきまして、応募は公募型プロポーザル方式とし、選定に当たっては、外部の有識者と区の職員で構成する選定委員会を設置し、審査いたしたいと考えております。また、審査に当たりましては、応募者の営業内容やサービス向上への取り組み、スポーツ施設としての目的を最も効果的に達成できるものを出店者として選定することといたしたいと考えているところでございます。

項番4、今後のスケジュールでございます。1月下旬から2月上旬にかけて、第1回の選定委員会を開催し、募集要項等を決定して公表し、2月下旬に現地見学会及び募集の開始、3月上旬に応募の締め切りを行い、第2回の選定委員会を開催して出店者の選定をし、4月1日からの行政財産の使用許可の開始ということで、継続的な運営ができるように進めてまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

樋口委員長 ただいまの説明につきまして、まずは協議事項、青少年・スポーツ課のウ

について、何かご質問はございませんか。

(なし)

樋口委員長 次に、協議事項、青少年・スポーツ課の工について、何かご質問はございませんか。

私から一点。最終的な期間はどのように決定するのでしょうか。

青少年・スポーツ課長 最終的には、教育委員会と区の政策会議にご報告させていただいた上で決定をさせていただきたいと考えております。

和田教育長 この出店者の経営について、また出店者と区との契約の方式などについては、特に留意すべき点はありますか。

青少年・スポーツ課長 行政財産につきまして、従前は施設の行政財産目的外使用許可として取り扱ってまいりましたが、平成18年の地方自治法の改正で、行政財産を貸し付けることができることとなりました。今回の運営事業者の選定に当たり、貸し付けにするか目的外使用にするかの検討を進めさせていただきました。それぞれ利点、難点がございます。特にスポーツセンターの食堂ということで、その特性を活かすにはどちらの制度がいいかということで検討をさせていただきました。

結論として今回は、目的外使用にさせていただきたいと存じます。理由として、目的外使用は許可行為になりますが、貸し付けになりますと契約行為になります。仮に、期間中に何らかの事由が生じて、解除することとなった場合は、許可の場合は補償しないことを条件として許可をすることができますが、貸し付けの場合は、仮に営業ができなくなった期間については、行政側が補償しなければならないという契約になります。

総括しますと、目的外使用許可の場合は行政側の立場が強く、貸し付けでは対等になるということで、体育館利用者への利便性などを考慮して、事業者に対して提供品目など、どのようなメニューを出すかということを中心に行政側として指示する必要があるだろうということで、許可行為がいいのではないかとということとなりました。

また、貸し付けの場合、貸付料については契約で、一般的に入札になります。場合によっては貸付料が提供品目の価格に転嫁され、利用者の利便性が損なわれる危険性があるということも理由としてあります。

さらに、先ほども損失補償の件に触れましたが、契約期間中に解除した場合は、公用に供する場合であっても損失補償しなければならないということで、区に負担が生じる可能性があるということです。以上の点をふまえ、引き続き行政財産の目的外使用許可という形を取り扱わせていただければと考えているところでございます。

和田教育長 貸すに当たって、設備などの変更があるのでしょうか。その場合の費用負担はすべて出店者側が負担するというところでよろしいのでしょうか。

青少年・スポーツ課長 既存の設備についてはお貸ししますが、それ以外のものについては出店者の負担という形を条件として公募、プロポーザルを行う形になります。

和田教育長 食堂利用者の利便性の話がありましたが、これまで利用者から特に現状に

対しての要望などはあったのでしょうか。

青少年・スポーツ課長 体育施設という性格上、やはり提供されるものにつきましては、量的な部分でボリューム感を求められる声がありました。待ち時間なく提供してほしいというご要望はいただいているところでございます。

高森委員 出店者期間は1年間と設定されていますが、通常このように毎年更新という形なのでしょうか。

青少年・スポーツ課長 目的外使用許可という制度は、運用上、許可期間は短期的に設定したほうが望ましいという行政実例がございまして、全国的にも1年と設定されているケースが多い状況でございます。

先ほど冒頭でも触れましたが、これまで運営してきた事業者も、毎年度手続を行ってきた形になっております。

高森委員 その場合、更新になるのか、また公募をするのかについてはいかがですか。

青少年・スポーツ課長 運営状況を勘案したうえで、公募という形ではなく、再度申請を出していただくということとなります。形態としては、毎年度申請を出していただいて許可をするという手続を進めさせていただいております。

高森委員 その許可できる回数や年限などの上限は設定しないのでしょうか。

青少年・スポーツ課長 毎年、適切に運営されているかどうかということをごきちん勘案して判断をさせていただくということでやらせていただきたいと思います。

樋口委員長 今までの出店者の売り上げ実績はどのぐらいか把握していますか。

青少年・スポーツ課長 詳細な売り上げについては、あくまで使用許可ということなので、把握はしておりません。ただし、従前でございますと、食堂部分と自動販売機についても同一業者が行ってございましたので、それなりの収益は得ていたとは聞いております。詳細な数字等まではいただいております。

樋口委員長 公募をするときに、希望者から見込みの数字について問い合わせはないのですか。自分でマーケットリサーチをしないといけない状況なのでしょうか。それともこちらからある程度の実績は出せるのか、その辺りはいかがでしょうか。

青少年・スポーツ課長 今までの食堂の事業者に対して、その辺りの情報提供がどこまでできるかについても、改めて今回公募にするに当たりましては、私どもとしてはお話をさせていただきたいと存じます。あわせて現地の見学会も予定しておりますので、そこでは現在の事業者にも立ち会っていただいて説明会をする予定でございます。そこで出店希望者から現在の事業者に対して状況を聞いてもらうという場を設けたいと考えております。

樋口委員長 なるべく地元の事業者も参加できるように検討していただけたらと思います。

末廣委員 今までの業者からも、使用料はとっていたのですか。

青少年・スポーツ課長 行政財産の目的外使用許可を行いまして、条例に基づいて使用料を徴収してございます。

末廣委員 今回の公募に際し、使用料の金額についても出すのですか。

青少年・スポーツ課長 その予定であります。

垣内委員 前事業者の撤退の理由と、公募型プロポーザルにする際の応募者の見込みについて、どのようにお考えになっているのでしょうか。

青少年・スポーツ課長 1点目の現在の運営事業者の撤退理由でございますが、古い歴史から申し上げますと、昭和30年代、旧台東体育館の時代に牛乳業を営んでいたということでミルクスタンドを体育館に設置をしたというのが最初の経緯だと聞いております。昭和58年に、今の体育館に改築したときに、東京堂乳業が食堂もあわせて始めたという経緯がございます。

その東京堂乳業株式会社につきましては、テナント業に会社の重点を置いているということがございまして、今回、今年度をもちましてというお話がございました。

2点目の応募者につきましては、近隣は食堂があまりないところでございます。私どもとしましても、どれだけの応募があるかの見込みがまだ立たないところではございます。近隣で言いますと、昨年、隅田川のオープンカフェが開設の際に、やはり出店者募集を行いまして、それなりの応募がございました。ただし、オープンカフェと体育館の食堂は性格が違うものでございますので、そのままそこで応募された方がまた手を挙げていただけるかどうかは分かりません。また、ロケーションから言いますと、スカイツリーの見えるところでもございますし、決して悪いところではないと思っておりますので、私どもとしましてもいろいろな形で出店者の募集を行っているということをPRいたしまして、多くの事業者にご関心を持っていただければと考えております。

樋口委員長 ほかによろしいですか。

(なし)

樋口委員長 それでは、青少年・スポーツ課のウ及びエについては、協議どおり決定いたしましたと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

樋口委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 庶務課 アイ

樋口委員長 次に、報告事項を議題といたします。

事務局各課ごとに報告をお願いします。

初めに、庶務課のア及びイについて、庶務課長、報告をお願いします。

庶務課長 それではまず、アの後援名義の使用について報告いたします。資料5をご覧ください。

本件は平成20年度に同内容で後援名義の使用を承認している事業でございます。事業名は、伝創館子ども・若草歌舞伎。主催者は、NPO法人日本伝統芸能振興会でございます。平成26年3月26日から28日に日本橋社会教育会館ホールにて、日本の伝統芸能である歌舞

伎を子どもたちに伝え、日本文化の活性化を図ることを目的として実施するものでございます。ご承認賜りますようお願い申し上げます。

次に、イの区民文教委員会における審議事項及び報告事項について報告いたします。資料6をご覧ください。

昨年12月11日に、区民文教委員会が開催されました。

審議事項が1件あり、第78号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。なお、報告事項の2、平成25年特別区人事委員会勧告等については、関連する案件のため、あわせて報告を行っております。

内容については、12月18日の臨時会でご説明をいたしましたとおり、人事委員会勧告に基づき引き下げを行うもので、この委員会の中では共産党の小高委員が反対をしましたが、賛成多数で原案どおり決定されております。

次に、報告事項として補正予算以下7件の報告がございました。項番3、区立中学校選択制度の選択状況につきまして、学務課長から報告があり、共産党の小高委員から、選択制度については見直しの時期だとした上で、通学区域の選択率に差があり、その要因について質問がありました。入学後のアンケートにより把握をしておりますけれども、通学距離、友達関係、学校公開などの状況が反映されていると認識しているという答弁をしております。

台東フロンティアの河野委員からは、学校によって100名ほど増えたり、少なくなったりした学校もある。学校の選択は、現場の状況に影響しており、不安等があれば取り除いてほしいという質問がございました。学校ごとに個々の課題はありますが、教育委員会としても地域や現場の声を聞き、支援をしていて、今後も学校と一緒に学校づくりに取り組んでいきたいという答弁をしております。

また、みんなの党の阿部委員からは、柏葉中の人気が高いのは教科教室型だからであると認識している。選択理由で重要なのは、教育内容や教育水準であり、その水準のレベルアップを図ってほしいとの要望がございました。

次に3ページの項番4、平成26年度区立幼稚園及び認定こども園（短時間保育）の募集状況及び学級編制について、学務課長から報告がありました。

河野委員から、入園希望があっても入れないのは困るので対応をお願いします。また、2次抽選で地域性を考慮できないかという質問がございました。台東区は、入園の際に学区域ではなく台東区全域で選んでもらっており、難しいが皆さんの声を聞きながら事務改善の可能性を課題として認識しているという答弁をしております。

小高委員からは、保育園が足りない中で幼稚園もこういった状況では、今後児童数や施設規模の偏在を考慮して、総合的に考えてほしいといった要望がございました。

阿部委員からは、幼稚園の増設新設を考えてはどうかという質問がございました。幼稚園につきましては教室増による対応を考える。今後は、こども園を含め、施設整備については、新しい計画の中で検討していくという答弁をしております。

次に、4ページ項番5、台東育英小学校金管バンドの「小学校バンドフェスティバル全国大会」の出場、それから項番6、同善会の解散に伴う寄附金の活用について、それぞれ所管から報告を行いました。特に質問・意見等はありませんでした。

項番7、第68回国民体育大会フェンシング協議会の開催結果について、教育委員会事務局副参事から報告がありました。望月副委員長から、小学校等が観戦した状況はどうかという質問があり、メダリストが参加するトップレベルの競技を観戦し、貴重な体験であった、よい思い出となった等の感想を聞いている。また、学校でデモンストレーションや競技ルールを説明するなどの事前準備を行っており、スムーズに観戦できたという答弁をしております。

また、阿部委員からは、区職員、各団体等の協力によりこの事業は非常に成功した。スポーツ行政と共同に係る課題について質問がありました。この大会はボランティア、小中学生、多くの方に支えられて進められておりました。この大会を通じてスポーツの関心が高められたと感じており、この高められた関心をスポーツ参加や今後の展開に役立てていきたいという答弁をしております。

報告は以上でございます。

樋口委員長 ただいまの報告につきまして、まず報告事項、庶務課のアについて、何かご質問はございませんか。

末廣委員 後援名義申請のあった伝統芸能振興会は台東区に本拠を置いているのですか。

庶務課長 主たる事務所は、東京都中央区でございます。

末廣委員 台東区教育委員会の後援を求めてきたのは、台東区と特に関係があるのですか。

庶務課長 台東区の中学生も参加をしており、台東区からの参加もより増やして、こうした日本の伝統文化の活性化をしていきたいという趣旨です。ほかにも中央区や文京区などにも、こうした後援の申請を出していると聞いております。

樋口委員長 次に、報告事項、庶務課のイについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

樋口委員長 それでは、庶務課のア及びイについては、報告どおり了承いたします。

(2) 学務課 ウエ

樋口委員長 次に、学務課のウ及びエについて、学務課長、報告をお願いします。

学務課長 それではまず、ウの第46回台東区学校保健研究発表会の開催についてご報告いたします。資料7をご覧ください。

毎年、台東区学校保健会との共催で行っている事業を本年度も実施したいと存じます。学校保健会は、学校保健の研究並びに普及・発展を図ることを目的にしております。今年度は、2月27日木曜日、13時30分より台東区生涯学習センターミレニアムホールにおいて開催いたします。今回の特別講演は、学校における食物アレルギーに関するテーマで、昭

和大学小児科学講座の今井孝成先生に講演をお願いしております。

続きまして、工の平成25年度学校保健関係表彰について、ご報告をいたします。

この表彰の方法につきましては、学校保健会の理事会で選考委員会を開催して選考しております。その結果、まず文部科学大臣表彰でございますが、金竜小学校が受賞いたしました。表彰式は、11月7日木曜日に秋田県秋田市で開催されました第63回全国学校保健研究大会の席上で、既に行われてございます。

次に、東京都教育委員会表彰につきましては、台東育英小、東浅草小、千束小、石浜小学校の眼科校医をお願いしております宮下浩平先生、また、松葉小学校の学校歯科医をお願いしております品川尚一先生、大正小学校、大正幼稚園の学校歯科医をお願いしております江里口彰先生、東浅草小学校の学校薬剤師をお願いしております坂口眞弓先生の4名の方が受賞されました。表彰式は、1月18日土曜日、文化学園大学新都心キャンパスにおいて行われる予定でございます。

報告は以上でございます。

樋口委員長 ただいまの報告につきまして、まず報告事項、学務課のウについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

樋口委員長 次に、報告事項、学務課のエについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

樋口委員長 それでは、学務課のウ及びエについては、報告どおり了承願います。

(3) 青少年・スポーツ課 オカ

樋口委員長 次に、青少年・スポーツ課のオ及びカについて、青少年・スポーツ課長、報告をお願いします。

青少年・スポーツ課長 それではまずオの、平成26年「台東区新成人を祝う会」の実施結果につきましてご報告いたします。資料9をご覧ください。

まず、第1部の記念式典では、吉住区長、和泉区議会議長からご挨拶を、また服部都議会議員、黒田区町会連合会会長からご祝辞をいただき、新成人の代表二人が新成人の主張を披露いたしました。

第2部の記念アトラクションでは、台東区出身で田原小学校、旧蔵前中学校の卒業生であり作曲家である浅倉大介さんの記念講演と、くじ引き大会を実施いたしました。当日の参加者でございますが、対象者1,350名に対して参加者は758名、出席率56.2%でございました。前年度の出席率は55.5%でしたので、例年並の参加率でございます。

なお、資料裏面には、各地区ごとの参加者数を記載させていただきましたので、ご参考にしていただければと存じます。

続いて、カの奨学資金等の貸付者の仮決定について、ご報告させていただきます。資料10をご覧ください。

今回は、平成26年4月から高校へ進学予定の区民及びその保護者からの貸付申請の受付を行いました。経済的な理由で高校進学が困難な生徒、その保護者を対象に、奨学資金等の貸付を行うことで進学の道を開く一助とし、高校生活を支援するものでございます。

貸付限度額は項番3に記載のとおりでございます。また、貸付金の返還方法は項番9に記載させていただいております。

募集期間は昨年12月2日から12月20日までで、それに先立ちまして、区立中学校の3年生全員へ学校通知でチラシの配布を行いました。また、広報たいとうや区のホームページへの掲載、民生・児童委員や青少年委員の方々にチラシを配布するなどの周知を行ったところでございます。

今回は高校新1年生を対象としておりますが、本区におきましては、何らかの事情で在学が困難になられた方に対しましても、通年で申請を受け付けているところでございます。今回は、男子が1名、女子2名の合計3名の申請があり、1月10日に審査会を行いました。申請者3名につきまして、個々に審査をいたしました結果、全員を貸付者として仮決定をさせていただいたところでございます。

仮決定者は項番8のとおりでございます。なお、本決定は志望校に合格決定後ということになります。

報告は以上でございます。

樋口委員長 ただいまの報告につきまして、まず、報告事項、青少年・スポーツ課のオについて、何かご質問はございませんか。

私から。お隣の文京区では模擬投票を実施し、いわゆる新成人に対して積極的に投票を促したということがあります。また、確か群馬県吉岡町では小中学生に受付や司会をやらせようのが伝統だということです。今回の台東区の成人式では酒を飲んで入った成人がいたと聞いています。もしかしたら少し工夫が必要かもしれませんので、考えていただければと思います。

末廣委員 ニュースでいろいろと見た感想として、今のお話と重複しますが、小中学生が何らかの形で成人式に参加するというような自治体も多くなったと感じます。それぞれ工夫していると思います。台東区は非常にオーソドックスですが、悪くはないと思います。

高森委員 私も感想です。成人式には教育委員になって2度出席いたしました。去年も今年も全国に比べれば、台東区の成人式は比較的大人しいほうだと思います。来賓席から見ると、なかには確かに騒がしい方もいましたが、多くの方は非常に静粛に式典に臨んでいました。私の第一印象では、台東区には大人になったという自覚を持った方もいるし、なかには未成年のまま成人式を迎えた方もいるという印象です。

青少年・スポーツ課長 いろいろなお意見をありがとうございました。台東区においては新成人で実行委員会を組織し、成人式の全体の構成等を考えていただいております。今年17名の新成人に実行委員会に参加していただきました。実行委員会の感想を聞いたところ、とてもよい経験になった、あるいは一生の思い出になった、実行委員のきずなが深

まり、成功してよかったという感想をいただきました。実行委員会は新成人自身が運営しているということで、高森委員がお気づきの部分で言いますと、会場内がある程度秩序が保たれ、式自体もスムーズに進行できているということもあるのかなと感じているところでございます。いろいろなご意見をいただきながら、より良いことは取り入れていきたいと考えているところでございます。

樋口委員長 次に、報告事項、青少年・スポーツ課の力について、何かご質問はございませんか。

垣内委員 奨学資金は今年度だけではないと思いますが、傾向としてニーズは増えているのでしょうか。また、国の奨学資金は返還されないことが多いようですが、台東区の場合、返還などについてはいかがでしょうか。

青少年・スポーツ課長 まず1点目のニーズについてでございますが、平成22年に公立学校の高校授業料無償化の制度が始まる前は、10件以上のご相談をいただいております。それが高校授業料の無償化等の制度が始まってからは、希望者数が減少しているという状況でございます。ちなみに、昨年度は2件の申請がございました。

2点目の奨学資金の返還につきましては、台東区においても返還は課題の一つになっております。実際にその奨学資金を借りたご本人が返済をしていただく制度になっておりますので、なかなか厳しい経済状況の下、返済に至らない厳しい状況もございますし、残念ながら返済に対しての意識の低下があるということも否めないところがございます。これはきちんと返済していただいて、次の世代の方々にこの制度を継続していくためにも、きちんと返済をしていただくということが原則でございますので、いろいろ経済状況に応じてご相談を受けさせていただき、場合によっては、工夫しながらご返済をしていただくということも対応しているところでございます。

実際に、今まではなかなか返済できなかった方が、そういった対応で返済ができる状況になった場合もございますので、私どもとしてもできる限り制度の趣旨を理解していただいて、返済していただくような働きかけを今後も続けていきたいと考えております。

樋口委員長 返済があるのは5割くらいですか。

青少年・スポーツ課長 およそ8割の方は返済はしていただいているのですが、樋口委員長がご指摘のように、定期的な返済をしていただいている方はおよそ5割で、そのほかは少し遅れぎみであったり、2割くらいの方が返済が困難な状況にあるという状況でございます。

高森委員 このような奨学金は全国にはいろいろあると思うのですが、そういった他の奨学金の利用をしているのかについて、教育委員会では把握をされているのでしょうか。

青少年・スポーツ課長 東京都には育英資金という制度がございます。台東区の在学の生徒がどれだけ申請しているかについての把握はできておりませんが、お話を聞いている限りではそれなりにご利用はされていると聞いているところでございます。

ただし、東京都育英資金の場合、申し込み期間が非常に早く、中学3年生の1学期に申し

込みの受付を行うという状況です。それぞれ奨学金の制度によって募集の期間や支給額も違っております。それぞれの状況に応じた形で制度を選択されているのかなと考えております。

高森委員 おそらく、民間では返済義務がないところもあるのではないかと思います。子どもたちが、各家庭が、その辺りの情報をどのくらい持っているのかもちょっと知りたいところです。今後、もし状況がわかったらお願いします。

末廣委員 奨学資金の貸付に際し、各家庭の状況について何か基準はあるのでしょうか。

青少年・スポーツ課長 私どもが各申請をいただいたご家庭に直接お伺いをいたしまして、家庭の状況、収入の状況、返済能力、その辺りをきちんと確認した上で、審査会でご説明し、審査会で判断をしていただくという形をとらせていただいております。

樋口委員長 当然、各家庭にはそれぞれ事情があると思いますが、大学では、奨学金の返済を抱えて社会に出てくる人と、そうでない人もいて、社会に出た時のスタートで大きな差が出てきております。教育の方針からすれば、都立高校無償化は皆にあまねく進学機会を与えるためなので、場合によっては都立高校に進学するように指導されたほうが良い場合もあると思いますので。

他にございませんか。

(なし)

それでは、青少年・スポーツ課の才及び力については、報告どおり了承いたします。

3 2月の行事予定について

樋口委員長 次に、2月の行事予定について、庶務課長、報告をお願いします。

庶務課長 2月の教育委員会行事予定につきましては、資料11のとおりでございます。

なお、次回の教育委員会定例会は、2月4日火曜日、14時から教育委員会室でございます。以上でございます。

樋口委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

樋口委員長 それでは、行事予定については、報告どおり了承いたします。

4 その他

樋口委員長 その他、何かございますか。

指導課長 生徒の活躍ということで、1点ご報告をさせていただきます。

先日、京都で全国都道府県対抗女子駅伝が開催され、東京都代表の選手として、本区の忍岡中学校3年生の平賀奏美さんが選手として出場をいたしました。この駅伝は今回で第32回で、皇后杯ということで、42.195kmを9区間で争われそのうち二つの区間が中学生枠ということでございました。

平賀さんは第3区の3kmを走り、記録が9分45秒で47人中16番目のタイムということでご

ざいました。18位でたすきを受けて、たすきを渡したときには17位に上がっていたということで、順位を一つ上げたということで、最終的に東京は総合で11位という結果になり、その一翼になったということでございます。

また、柏葉中学校2年生の吉住茜さんも控えとして京都に行っておりました。吉住さんは小学校のときにもわんぱくトライアスロン等の大会で優勝もしており、今回2月9日に行われる東京駅伝にも選手として出場することになってございます。

台東区からは、中学生2名が全国レベルの大会の選手として選ばれたということで、今後の活躍が大いに期待できるかと思っております。

報告は以上でございます。

樋口委員長 ほかに何かございますか。

(なし)

樋口委員長 以上をもちまして、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後3時20分 閉会